

文京区ポスターコンクール実施要綱

28 文アア第 338 号 平成 28 年 6 月 30 日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区（以下「区」という。）が主催する各種つどい・大会の周知を目的としたポスター等について、広く区民等を中心にデザイン案を募集し、応募のあったデザイン案から各種つどい・大会の周知にふさわしいデザインを選定し、表彰を行うポスターコンクール（以下「コンクール」という。）を実施することにより、区民等が文化芸術に触れ合う機会を創出し、もって区内文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(応募資格)

第2条 コンクールに応募することができる者は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する満 16 歳以上の者

ア 区の区域内（以下「区内」という。）に在住し、在勤し、又は在学している者

イ 区内に住所を有する学校を卒業した者

(2) 活動の拠点となる所在地が区内にある団体

(募集作品)

第3条 コンクールにおいて募集する作品は、区が主催する次に掲げる各種つどい・大会の周知を目的としたデザインとする。

(1) 「民謡大会」の周知を目的としたデザイン

(2) 「謡曲大会」の周知を目的としたデザイン

(3) 「吟剣詩舞道大会」の周知を目的としたデザイン

(4) 「秋の文化祭（華道展・茶会・書道展・絵画展）」の周知を目的としたデザイン

(5) 「合唱のつどい」の周知を目的としたデザイン

(6) 「三曲のつどい」の周知を目的としたデザイン

(7) 「日本舞踊のつどい」の周知を目的としたデザイン

(8) 「民踊のつどい」の周知を目的としたデザイン

(応募の要件)

第4条 コンクールの応募作品（以下「応募作品」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) 絵画、イラスト、写真及びコンピューターグラフィックスデザイン等の表現方法を用いた平面作品とし、パソコン等を使用した場合は A4 判以上の用紙にプリントアウトしたものであること。

(2) B3 判ポスター又は A4 判チラシになることを前提に作成したものであること。

(3) 自作かつ未発表の作品であること。

(4) 開催日時及び開催場所を記載するスペースを盛り込んだものであること。

(5) 第三者の知的財産権を侵害する疑いのある作品でないこと。

(応募方法等)

第5条 コンクールに応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、応募作品に、別に定める申込書を添えて区長に提出するものとする。

2 応募者が、コンクールに送ることのできる応募作品の数は、第3条各号に掲げるデザインごとに1作品とする。

(選考及び表彰)

第6条 前条の規定により応募された作品について、外部審査員の選考により審査を行い、その審査結果に基づき、以下のとおり受賞作品を決定する。

- (1) 最優秀賞 第3条各号に定めるデザイン1種類につき1作品
- (2) 優秀賞 第3条各号に定めるデザイン1種類につき2作品程度

(発表)

第7条 審査結果は、区ホームページに公表するとともに、受賞者に対し通知するものとする。

(応募作品の使用等)

第8条 応募作品は、原則として返却しないものとし、区長は、当該応募作品を区の広報活動において必要な範囲内で、区の発行する印刷物等に無償で使用するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により応募作品を使用する場合において、応募作品を必要な範囲内で、一部修正及び補正をすることができる。

(遵守事項)

第9条 応募者は、コンクールの応募に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 応募作品について、知的財産権等に関する争議が生じた場合、区は一切の責任を負わないことに同意すること。
- (2) 写真を使用し、人物が被写体となっている場合、あらかじめ該当する者の承諾を得て応募すること。
- (3) 応募に要する制作費及び送料等の費用は応募者が負担すること。
- (4) 応募作品の提出に際して、当該応募作品を折り曲げず、かつ、丸めずに提出すること。
- (5) パソコン等を使用した作品が第6条に規定する受賞作品として選出されたときは、区に当該作品のデジタルデータを提出すること。
- (6) 最優秀賞を受賞した場合は、応募者の氏名を公表することに同意すること。

(受賞の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときには、第6条の規定に基づく受賞の決定を取り消すことができる。

- (1) 受賞作品が第三者の知的財産権を侵害する疑いがあることが判明した場合
- (2) 応募者が前条に規定する遵守事項又はこの要綱の規定に違反した場合

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、アカデミー推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。